

大阪広域環境施設組合議会議長達第2号

大阪広域環境施設組合議会議処務規程の一部を改正する規程

大阪広域環境施設組合議会議処務規程（平成27年2月4日組合議議長決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p>(専決)</p> <p>第3条 書記長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、事案が重要若しくは異例であると認められるものにあつては、この限りでない。</p> <p>[(1)~(3) 略]</p> <p><u>(4) 大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年条例第3号）に基づく組合議会保有個人情報の条例上の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関すること</u></p> <p>[(5)・(6) 略]</p>	<p>(専決)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p>[(1)~(3) 同左]</p> <p><u>(4) 大阪広域環境施設組合個人情報保護条例（平成27年条例第9号）に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関すること並びに是正の申出、再調査の申出及び情報の提供の申出に対する処理に関すること</u></p> <p>[(5)・(6) 同左]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。